

# 東京都医療的ケア児訪問看護ステーション体制整備事業

東京都には約2,000人の医療的ケア児が在宅で生活されていると推定されていますが、都内全域で医療的ケア児の訪問看護が不足しており、在宅におけるサポート体制は十分とはいえません。

東京都は、多くの訪問看護ステーションが医療的ケア児のサポートができるよう下記の事業を行います。

**Point 1 医療的ケア児に対応する看護職員研修 定員 30名**

**Point 2 医療的ケア児受入れ経費補助 200,000円 (1事業所当たり)**

## 申込の要件

- 1 都内に事業所があること
- 2 医療的ケア児の受入れ経験がないこと

## 事業の内容

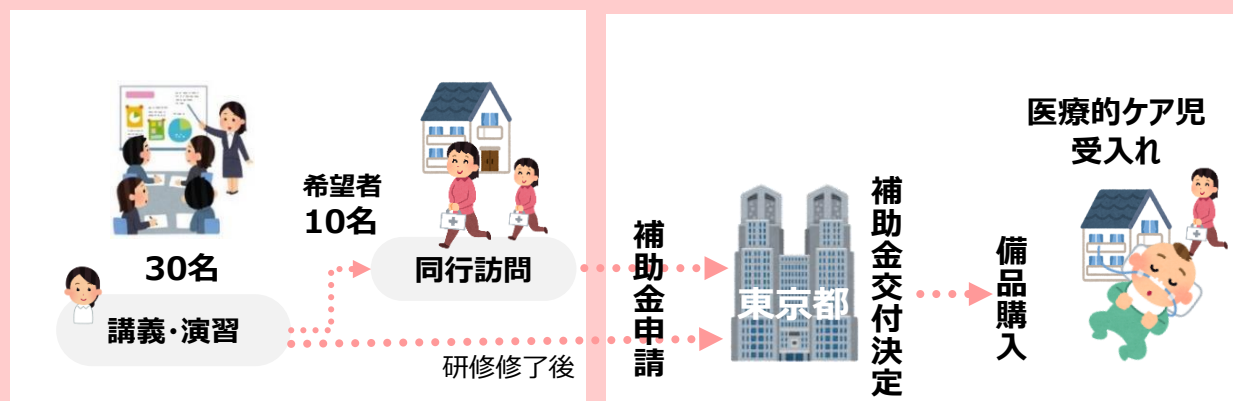
- 1 受入れ経験のない事業所の看護職員を対象に医療的ケア児への訪問看護研修を行います
- 2 研修修了者が所属する事業所が、医療的ケア児を受入れる際の経費の補助を行います  
必ず研修を修了することが条件です

## 研修

医療的ケア児に関する専門知識、技術を習得します。希望者へは同行訪問を行い、在宅生活の現場を通して学びを深めます。

## 経費補助

研修修了後、年度内に医療的ケア児の受入れが決定した事業所に、備品購入などの経費を補助します。補助を受けるには、東京都へ交付申請が必要です。



## スケジュール

7～8月	9月～10月頃	10月～11月	12月～2月頃	2月	3月	4月
申込み 受講可否の決定	研修開始 (講義・演習)	同行訪問 (希望者) 補助金申請	医療的ケア児 受入れ開始	実績報告	補助額 決定	補助金 支払い